

情報通信審議会 情報通信政策部会（第43回）議事録

- 1 日 時：平成25年10月1日(火)10時52分～11時15分
- 2 場 所：総務省 第一特別会議室（8階）
- 3 出席者：
 - (1) 委員（敬称略）
須藤 修（部会長）、浅沼 弘一、石戸 奈々子、伊東 晋、清田 瞭、
近藤 則子、佐藤 正敏、鈴木 陽一、知野 恵子、徳田 英幸、
根本 香絵、野間 省伸、藤沢 久美、三尾 美枝子（以上14名）
 - (2) 総務省
(情報通信国際戦略局)
阪本 泰男（情報通信国際戦略局長）、田原 康生（技術政策課長）
(総合通信基盤局)
安藤 友裕（電気通信事業部長）、吉田 博史（事業政策課長）、
河内 達哉（データ通信課長）
 - (3) 事務局
倉橋 誠（情報通信国際戦略局管理室長）
- 4 議 題：
 - (1) 「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について
【平成25年10月1日付 諮問第20号】
 - (2) 委員会の設置について

開 会

○須藤部会長　ただいまから情報通信審議会第43回情報通信政策部会を開催いたします。本日は、委員18名中、14名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について

【平成25年10月1日付 諮問第20号】

(2) 委員会の設置について

○須藤部会長　お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

先ほどの総会において、会長より当部会に付託されました諮問第20号「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について、まず総務省よりご説明をお願いいたします。

○河内データ通信課長　本件につきましては、先ほどの総会で説明させていただきましたので、詳細の説明は省略させていただきます。今後、情報通信政策部会においてご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、事務局の提案といたしましては、本部会の下に専門的、具体的な調査をお願いすべくドメイン名政策委員会を新たに設置したいと考えております。委員会の設置に関しまして、資料43-1-3を用意させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○須藤部会長　どうもありがとうございました。既に総会でも色々なご意見とか、ご質問が出ましたけれども、本件についてご意見、ご質問がございましたら、改めてここでお願いいたします。何かございますか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　日本企業の申請状況というのが書いてあるのですが、社名・ブランド名50件、地理的名称8件とかとあるのですが、先ほど申請の基準とありましたけれども、この申請は誰でも手を挙げられるものなのかという基本的なことをちょっと教え

ていただいてもいいですか。

○河内データ通信課長 誰でも手は挙げられます。ただし、審査はございますので、それが通るか通らないかということがございます。基準の詳細については今持ち合わせておりません。

○近藤委員 その審査をするのが JPRS なのですか。

○河内データ通信課長 違います。これは、ICANN という国際的な非営利法人に対して、こういう新たな分野別トップレベルドメインを使いたいという申請をしておりますので、それは ICANN で審査をすることになります。

○近藤委員 ICANN は誰か、またどこに所在しているかというのは公開されているわけですね。

○河内データ通信課長 はい、それはオープンになっております。

○近藤委員 ありがとうございます。

○須藤部会長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○三尾委員 信頼性・透明性の確保の在り方というのは、具体的にはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○河内データ通信課長 信頼性としましては、システムが止まらずにきちんと動くということで、設備についての一定の技術基準とか、事故が起こったときの報告義務のようなものが基本的に信頼性の例と考えております。

あと、透明性につきましては、何がしかの情報公開の義務を課すようなことについて議論していただきたいと考えております。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。どうぞ。

○清田委員 これは社名・ブランド名で 50 件ぐらい申請があつてその他にも含めて、今 69 件が審査を受けている最中ということなのですけれども、これはいつごろまでに結論といたしますか登録がされる予定なのかということと、また、社名なんかを見ていると、現状でいえば、サードレベルドメインで使われているようなものばかりですよね。なぜこれをトップレベルに上げなければいけない強い理由があるのかも私にとってはよく分からなくて、サードレベルドメインとトップレベルドメインで、メリット、デメリットがあるのでしょうか。

○河内データ通信課長 一概に言い切れないところがあるのですが、巷間でよく言われているのは、自社のブランドを保護するため、要するに、先に他社に取得されないよう

に申請している例があるとは聞いておりますので、そういった面もあろうかと思えます。その他、メリットについては、各社それぞれのご判断だろうとは思いますが、そういった話が漏れ聞こえております。

○須藤部会長　よろしいでしょうか。

○清田委員　それと、いつ頃までに結論を出すのでしょうか。

○河内データ通信課長　全体のスケジュールは分かりませんが、今、日本で申請しているもので、早いものであれば、年明けぐらいからサービスインが可能になるのではないかと考えております。

○須藤部会長　他にいかがでしょうか。

○伊東委員　よろしいですか。先ほどの総会の資料30-3に放送にかかる安全・信頼性に関する技術的条件というのが記載されておまして、これは私が担当しているのですけれども、それよりも先に、電気通信でも安全・信頼性に関する技術的条件が規定されていたと思います。そこでは、どういう事故が大規模な事故で、どういうときに報告しなさいということが既に決まっていたような気がするのですが、先ほどからのお話を伺っていると、データ通信の観点から、現行の技術基準で縛れるのか縛れないのか、その辺りがよく分からなかったのですけれども。

○河内データ通信課長　ドメイン事業といいますのは、電気通信事業法上の適用除外の事業者になりますので、これにつきましては、委員が仰られた基準が適用になりませんので、今回それとは別途検討するというところでございます。

○須藤部会長　どうもありがとうございました。では、知野委員。

○知野委員　DNSサーバーを管理しているJPRSですけれども、先ほど仰られた透明性・信頼性の確保、施設がきちんとしているかどうかの評価、トラブル発生時の報告義務とか、情報公開などは、今はどういう状況なのでしょうか。

○河内データ通信課長　今は、JPNICというIPアドレスを割り振っている組織がありまして、もともとドメインの業務はJPNICがやっていたのですが、ドメインの業務をJPRSという形で、いわば会社をスピアウトしまして、その際にJPNICとJPRSとの間の業務移管契約の中で、国のJPRSに対する規律について記載されております。

その内容自体は非常に限定的なものになっているのですが、まず1点目は、JPNICが当初公益法人であったのが、今年の春、公益法人改革で一般社団法人になりました

ので、JPNICとJPRSの間の契約が、規律の根拠としていかなものかということが今回の検討の出発点になったわけでございます。

中身につきましても、国の規律というのは極めて限定的ですので、この際、どういった規律が必要であるかということ、JPNICが一般社団法人になった機を捉えてということもございまして、今回ご議論いただきたいと考えているところでございます。

○知野委員 海外では規制などはどういう状況にあるのでしょうか。

○河内データ通信課長 これはさまざまございまして、例えば、イギリス、フランスでは、法律で規律しているところもございまして、アメリカは政府機関と事業者の間の契約という形で、一定の規律を課しているというのがあります。一方で、ドイツのように、全く何も規律しないというところもあります。あるいは、韓国では、KISAといまして、日本でいう独立行政法人に近いような組織がこの業務自体を運営しています。要は、若干国営に近いような形でやっているところもありますので、ここは国によって様々でございます。

○須藤部会長 どうぞ。

○徳田委員 今の話とも関係するのですけれども、インターネットの中立性ということとも非常に関わってくるので、今お話しいただいたような、各国の事例を色々出させていただいて、今のお話ですと、もともとはJPNICが一般社団法人になったあたりに端を発しているみたいなのですけれども、契約という方法でできるのか、もう少しニュートラルティーというのでしょうか、それを保証する形も明記していただいて、議論に加えていただけるといいなと思っております。以上でございます。

○鈴木委員 先ほどの信頼性に関するお答えを聞いていて思ったことなのですが、事故があつたら報告することはもちろん極めて重要なことですが、今回の問題意識として、先ほどご説明があつた、重大な事故で極めて大きな影響を及ぼすということを考えると、むしろ故障間隔平均時間（MTBF）のようなものもきちんと報告させるなり、きちんと調査して、ある意味で、それが非常に短い場合には、退場勧告をするような仕組みとか、むしろそういったもののほうが、先ほどのご説明にかなう信頼性という気がするのですが、その辺はいかがでしょう。

○河内データ通信課長 アウトプットについて、我々はまだ予断を持ってございませんので、そういったことも含めて、専門家の方々に幅広いご意見をいただきたいと考えております。

- 鈴木委員 承知いたしました。分かりました。
- 須藤部会長 どうぞ。
- 清田委員 今般69件がドメインの申請をした後、何件認可されるか分かりませんが、このドメインの管理は国内でやるのですか。それともICANNの一部として、海外でやるということになるのでしょうか。
- 河内データ通信課長 2件取り下げましたので、ここに載せている69件が今申請しています。それは全て日本の企業が申請していますので……。
- 清田委員 実際にサーバーを置いて、そのドメインを管理していくというのは、国内でやるのですか。それともICANNなのでしょうか。
- 河内データ通信課長 ICANNではありませんが、海外にサーバーを置いてやることも技術には可能だと思います。
- 清田委員 今のところ、どちらか決まっているわけではない。
- 河内データ通信課長 ええ、まだそこまで各社で調整しているわけではありません。方法としては、別に海外にサーバーを置いて管理するというのも、技術的にはもちろん可能でございます。
- 清田委員 例えば、トップレベルドメインを得た企業があるとすると、この企業は、ドメインのメンテナンスのためのサーバーは、自ら持つということになるのでしょうか。それとも登録されたところで管理、例えば、「.jp」というのは、ICANNが管理してこれは日本が管理する必要がないのでしょうか。
- 河内データ通信課長 いえ、「.jp」はJPRSが管理しています。
- 清田委員 ということは……。
- 河内データ通信課長 これも基本的には申請した会社が管理しています。
- 清田委員 申請した会社が自分でサーバーを持ってやっていくということですか。
- 河内データ通信課長 そうなります。
- 清田委員 システム上のトラブルその他のリスク管理は、このサーバーを持つドメインの申請者がやっていくと基本的に理解してよろしいですか。
- 河内データ通信課長 はい。
- 清田委員 分かりました。
- 須藤部会長 どうもありがとうございます。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

今、お話しを伺って思ったのは、韓国ですが、K I S Aというのは、セキュリティーをやっているところですよ。

○河内データ通信課長　そうですね。

○須藤部会長　暗号とか。だから、あそこは国家という表現はとられませんでしたが、結構強制力が強い組織だと思います、K I S Aは。国によって、アメリカのようにかなり自由度の高いところ、日本もそうだったと思いますけれども、韓国のように結構きつい管理をやるところ、色々ある。中国なんかはもっとそうなのでしょうけれども、そのあたりの国内外の状況もよく見た上でご議論いただきたいと思います。

他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、事務局提案のとおり、諮問第20号の調査・検討のため、資料43-1-3のとおり、ドメイン名政策委員会を設置することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○須藤部会長　どうもありがとうございます。では、そのように決定いたします。

なお、情報通信審議会議事規則別記1により、委員会の構成等は部会長が決めることとなっておりますので、私から指名させていただき、ただいまから配付いたします名簿のとおりといたしますので、よろしく願いいたします。

(名簿配付)

○須藤部会長　よろしいでしょうか。委員会にはこの政策部会の委員が入っていますか。

○河内データ通信課長　入っておりません。

○須藤部会長　委員会の委員の皆さまにおかれては、これは極めて重要な、影響力の大きい検討をしていただくとお思いますので、ご議論、ご検討をよろしく願いしたいと思います。

閉　　会

○須藤部会長　それでは、本日の会議をこれにて終了いたします。

次回の情報通信政策部会は確定になり次第、別途事務局より連絡していただきます。

以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。